参議院東日本大震災復興特別委員会 委員長 蓮 舫 様

東日本大震災津波からの本格復興を推進するための要望書

平成26年8月26日

岩手県知事 達增拓也

東日本大震災津波からの本格復興を 推進するための要望項目

- 1 復旧・復興のための財政支援の継続と財源の確保等
- 2 被災地復興のための人的支援・財源措置
- 3 JR山田線及び大船渡線の早期復旧に係る国の支援

東日本大震災津波からの本格復興を 推進するための要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から3年以上が経過し、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に向けて取り組んでいるところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

本県においては、沿岸地域を中心に、現時点(7月31日現在)で、死者4,672人、行方不明者1,132人、家屋の流失・倒壊等、家屋被害も2万5千棟を超えており、被災地の方々にあっては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からの御支援と御協力のもと、復旧・復興に向けた取組を推進してきたところです。平成26年度においては、これまで進めてきた「基盤復興」の成果を土台とし、第2期復興実施計画に基づき「本格復興」の取組を力強く推し進めていくこととしておりますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国等の強力な支援が必要であります。

国におかれましては、「東日本大震災復興基本法」等の制定 や復興庁の設置に加え、「東日本大震災復興特別区域法の一部 を改正する法律」の施行による円滑な事業用地確保の支援な ど、被災地の復興に向けて鋭意御尽力いただいているところ です。

今後も、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保するとともに、復興の加速化に向け、支障となっている現行制度の弾力的な運用を図り、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 復旧・復興のための財政支援の継続と財源の確保等

(1) 集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続

平成27年度までとされている集中復興期間について被災地の復旧・復興が完了するまで延長し、特例的な財政支援についても延長される集中復興期間に合わせて継続するよう要望します。また、大規模な社会資本の復旧・復興には複数年にわたる予算措置が必要なものもあるため、来年度の予算編成に支障を来たさないよう特例的な財政支援の継続の方針の早期の明示を要望します。さらに、その財源については、引き続き、地方財政計画において通常収支とは別枠で整理し、十分な予算措置が確実に講じられるよう要望します。

(2) 復興交付金の制度継続と柔軟な運用

東日本大震災復興交付金については、復興事業が完了するまでの間、制度を継続するとともに、被災自治体の意見を踏まえ、基幹事業の拡充や弾力的な運用、効果促進事業の被災自治体における自主的・主体的な活用ができるよう要件緩和を要望します。

(3) 取崩し型復興基金の追加交付

取崩し型復興基金は、今後具体化が進む被災地のまちづくりの 進捗に応じて地域経済の振興に向けた事業等に活用できるよう 追加交付を要望します。

2 被災地復興のための人的支援・財源措置

復興事業を迅速かつ確実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術職員及び用地買収を担当する職員をはじめ、被災者の心身の健康を守る保健活動や建物再建後の課税評価等のソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となるため、その人員確保について、更なる強化を要望します。

(1) 人的支援及び国による総合的な調整機能の強化

復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、全国の地方公共団体、国等の関係機関による人的支援を継続するとともに、国による関係機関との総合的な調整機能を強化するよう要望します。

(2) 国による任期付職員の採用制度の創設

復興事業が本格化する中で、豊富な経験を有する即戦力が必要であることから、国、独立行政法人や民間企業を退職した職員を、 国において任期付職員として一括採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を創設するよう要望します。

(3) 人的支援に係る財政措置の継続及び拡充

地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費及び東日本大震災津波への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとされていますが、平成27年度以降、復興が完了するまで継続するよう要望します。

また、派遣職員等のメンタルヘルスケアのための経費について も、全額を震災復興特別交付税の対象とするよう要望します。

(4) 民間企業等からの人的支援の推進

復興の進捗に伴い、まちづくりや産業振興の取組など行政の視点のみならず、民間企業等からの様々な視点を参考に復興を進めるため、民間企業等からの人的支援について積極的に推進する必要があると考えられることから、関係団体等へ継続した働きかけを行うとともに、被災地方公共団体との丁寧なマッチング調整を行うなど、円滑な受入れについて支援するよう要望します。

3 JR山田線及び大船渡線の早期復旧に係る国の支援

(1) 鉄道復旧に伴う費用負担の取扱い

東日本旅客鉄道株式会社が鉄道復旧を行うに際し、県及び市町のまちづくりに伴う原状復旧と比べて増加する費用について、地域の復興に対する支援という観点から、沿線自治体の実質的な負担がないよう、復興交付金の対象とすることを要望します。

(2) 復興交付金対象外となる箇所における費用負担の取扱い

復興交付金の対象とならない部分がある場合についても、震災 復興特別交付税の措置又は取り崩し型基金の積み増しの措置を 行うよう要望します。

(3) 全線復旧に関する東日本旅客鉄道株式会社への指導・助言等の 措置

JR線復興調整会議などで議論を加速させ、鉄道復旧に向けた環境整備を進め、東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道による復旧を早期に決定するよう、必要な指導・助言等の措置を講じることを要望します。

(4) 早期再開に関する東日本旅客鉄道株式会社への指導・助言等の 措置

東日本旅客鉄道株式会社に対し、被害の少なかった箇所から早期に整備を始め、整備後は直ちに運行を再開するよう、必要な指導・助言等の措置を講じることを要望します。